

メールを送るだけで違法行為になる？ 改正迷惑メール防止法

法律で解決！

中小企業トラブルは怖くない！

監修 宮下正彦 弁護士

事例

地元産の漆器をネットショップで販売している緒方さんは、過去に商品を注文してもらったお客様に対し、店主の身辺雑記とお店紹介を取り交ぜた「季節のごあいさつ」と題したメールを送っていました。ところが、あるお客様から「受信拒否」と題されたメールが届き、それどころか「今後もオプトアウト方式を続けられるおつもりなら、法的手段も辞さない」との抗議まで受けてしまいました。心配になった緒方さんは、宮下弁護士のところを訪ねました。

緒方 平成二十年から広告宣伝メールの送信に対し、「オプトイン規制」が始まったのです。不勉強で知りませんでした。これからはお客様へのフォローメールをお送りするだけでも違法ということになるのでしょうか。

宮下 従来、ネットショップなどの製品を不特定多数のユーザーに対し宣伝する際に使われる電子メールに対しては、「迷惑メール防止法（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律）」及び特定商取引法により、受信拒否を受信者が選べるように表示することなどが義務付けられていたことはご存知ですよね。

緒方 はい。私の運営しているネットショップでもお客様に商品を購入していただくための画面に、「今後季節のお便りをお送りしてもよろしいでしょうか」という一文を載せ、「はい」「いいえ」をチェックしてもらい、「はい」の方にのみメールをお送りしていましたので、特段問題はないと思っていました。

宮下 抗議メールを送ってきたお客様は、これまで受信を許諾されていたのですか？

緒方 はい、記録を見る限り。

宮下 その方は、昨年十二月の「迷惑メール防止法」及び特定商取引法の改正を受けて、

以前は受信を許可していた事実を忘れて感情的な抗議メールを送ってきたものとも思われます。ここで、「改正迷惑メール防止法」について概説しておきます。

「改正迷惑メール防止法」とは？

宮下 今回の改正は、出会い系サイト等の迷惑メール被害が年々増加していることを受けたものです。従来は、過去の購入者へ広告宣伝メールを送ること自体は合法とされており、送信を望まない旨の通知が受信者から来た場合に、それ以降の送信が禁止されました。これを「オプトアウト規制」といいます。しかし、オプトアウト規制では、近年の迷惑メール増加を止めることはできませんでした。そこで登場したのが「オプトイン規制」です。

緒方 えーと、オプトアウトの反対だから、意味は……？

宮下 オプトイン規制では、あらかじめ同意した者に対してのみ広告宣伝メールの送信が認められ、その他の者への広告宣伝メールの送信は違法となります。ちなみに、オプトと

は「選択」という意味で、「オプトイン」は、受信者に、自己に対するメールの送信を許すか否かを選択させるという意味を持っています。

緒方 私のネットショップでは、以前から「メールを送ってもよいですか？」と聞いてから「はい」と答えたお客様だけに送っていましたので、オプトアウトではなく、オプトインですよ？

宮下 そうです。この法律の改正にいたった経緯は、不特定多数の人に勝手にメールを送りつける「スパムメール」が横行するなど、悪質なネット被害が後を絶たないことにあります。緒方さんのように、もともとオプトイン方式でメールを送信されている事業者の方にとっては、特別な負担を強いる法改正には思えません。ただし、法律の改正ポイントをはきちんと理解しておく必要があります。

緒方 はい。先のお客様のように、以前許諾したのに抗議してくるような方への対処法も知りたいです。

宮下 今回の改正では、違法行為に対する罰則が強化されました。送信者が、受信拒否を通じている者へ広告宣伝メールを送信し、これに対して総務大臣から改善措置命令が出されたにもかかわらず送信を続けた場合、一年以下の懲役または一〇〇万円以下の罰金が科されます。送信者が法人の場合、法人には三〇〇万円以下の罰金が科されます。また、広告宣伝メールを送信するに当たって受信者の同意があつた場合でも、同意があつたことを証する記録の保存義務を怠つた場合には、改善措置命令が出されます。この命令に従わなかった場合、一〇〇万円以下の罰金を科され